

政府出資株式会社等における事業及び財務の状況等について
の報告書（要旨）

平成 27 年 9 月

会 計 検 査 院

1 検査の背景

政府出資株式会社等は、その運営の基本となる共通の事項を定めた法律やこれに基づく予算・会計制度、目標管理等は定められておらず、各法人の設置根拠法等により、個々に法人の組織形態や各種の財務、監督等に関する制度が定められている。一方で、国は、これらの政府出資株式会社等に対して、総額19兆円を超える規模の出資を行うとともに、一部の政府出資株式会社等に対して補助金等の財政支援等を行っている。また、国は、政府出資株式会社等の剰余金や利益から国庫納付金や配当として収入を得るとともに、国に保有義務が課せられていない法人の株式を売却して収入を得ており、これらは国の貴重な財源となっている。特に、一部の法人の株式の売却収入については、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づいて、東日本大震災からの復興を図るために発行された復興債の償還財源として位置付けられていることから、当該株式の売却に向けて必要な検討を着実に行うことが求められている。

以上のような状況等を踏まえて、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、政府出資株式会社等の事業の実施状況及び財務状況、政府出資株式会社に係る株式売却等の状況、政府出資株式会社等に対する国の監督等の状況等について、政府出資株式会社28法人及び非株式会社10法人の計38法人を対象として、平成21年度から25年度までの財務諸表等のほか、事業及び財務の状況、国等による財政支援等の状況等に係る調書等の提出を求め、これらを在庁して分析するとともに、38法人において会計実地検査を行った。

2 検査の状況

(1) 政府出資株式会社等に対する国の出資及び国等によるその他の財政支援等の状況

政府出資株式会社等38法人における国の出資残高は、25年度末で19兆5961億余円となっている（《参考》表1参照）。そして、21年度から25年度までの間に行われた国等による財政支援等については、補助金等が12法人に計8兆0987億余円、運営費交付金が2法人に計1兆4223億余円それぞれ交付されており、また、融資残高は10法人に対して22兆6110億余円（25年度末）、債務保証残高は13法人に対して8兆7603億余円（同）と

なっている。北海道、四国及び九州各旅客鉄道株式会社では経営安定基金が設けられ、経営安定基金資産の残高は計1兆4034億余円（同）となっており、11法人では法人税法上の公共法人等に該当するとして法人税の優遇措置が講じられている（《参考》表2参照）。

(2) 政府出資株式会社等における事業の実施状況及び財務状況

政府出資株式会社28法人における25年度の損益の状況については、19法人は単体決算に加えて連結決算を、9法人は単体決算のみを行っている。28法人のうち12法人は、主たる事業のみを行っているが、残りの16法人は、主たる事業以外の事業も行っており、このうち、9法人は、主たる事業で営業損失を計上している一方で、主たる事業以外の事業で営業利益を計上している。また、28法人の単体決算における当期純損益等については、6法人において当期純利益が増加傾向になっている。非株式会社10法人における25年度の損益の状況をみると、いずれも連結決算を行うこととなっておらず、10法人のうち7法人は勘定別に財務諸表を作成している。当期純損益等については、勘定によって当期純損失を計上している法人もある。なお、10法人のうち2法人は、設置根拠法等により収益から費用及び繰越欠損金の合計額を控除した額を責任準備金として積み立てることとなっており、当期利益金は計上されていない。

国等から補助金等の財政支援等を受けている政府出資株式会社等の損益や純資産等の財務状況は、その効果が反映されたものになっていると考えられる。そして、主たる事業に係る営業損失の額が、他の政府出資株式会社のそれに比べて大きい政府出資株式会社4法人については、地方税の軽減措置等を考慮せずに損益を試算した場合は、営業損失が拡大するなどして、税引前の当期純利益が当期純損失に転ずることとなり、その損益に与える影響は大きいものとなっている。

(3) 政府出資株式会社等から国が得ている収入及び株式売却等の状況

各法人の設置根拠法等において国庫納付規定がある法人は、政府出資株式会社2法人及び非株式会社9法人の計11法人であり、このうち国庫納付を行っている法人は、政府出資株式会社等8法人となっている（21年度から25年度までの国庫納付額計4兆1126億余円）。また、配当については、政府出資株式会社8法人及び非株式会社1法人の計9法人が配当を行っている（21年度から25年度までの国が受領した配当額計9770億余円）。一方で、配当を行っていない政府出資株式会社20法人は、累積損失を計上していたり、剰余金の処分は準備金の積立てと国庫納付のみにより行うこととなっていたり、経営

基盤の確立のため内部留保を行っていたりしている。

政府出資株式会社の株式売却の状況については、3法人に係る株式が売却されていて、27年6月末までに、国は総額17兆4834億余円の収入を得ている。一方で、1法人に係る株式については設置根拠法において早期に売却する旨の規定があり、その売却収入を東日本大震災に係る復興債の償還財源に充てることとされているものの、株式売却に向けての動きは進捗していない状況となっている。

(4) 政府出資株式会社等の事業及び財務に係る国の監督等

国は、政府出資株式会社に対する議決権の保有割合に応じて、株主権の行使を通じて、特定の役職員の選任等、剰余金の処分、定款の変更、重要な財産の譲渡等の決定等に係る事項を議決することができることとなっている。また、財務諸表等については設置根拠法に定められた大臣に提出することとなっている。

非株式会社については、設置根拠法等により、非株式会社の長等の任命が主務大臣により行われることなどとなっていたり、事業計画の決定等が主務大臣の認可事項となっていたりしている。また、財務諸表については設置根拠法等に定められた大臣に提出してその承認を受けることとなっている。

(5) 政府出資株式会社等の財務報告

政府出資株式会社28法人は、会社法に基づく計算書類等を開示しており、このうち15法人は、この計算書類等のほかに、金融商品取引法に基づく財務諸表等を開示している。また、非株式会社10法人については、設置根拠法等において連結財務諸表の作成は義務付けられておらず、法定財務諸表等の作成基準等については、3法人は独立行政法人会計基準を適用しており、2法人は設置根拠法において省令等の定めによることとなっていて、省令等に定めのないものについては一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うこととなっている。残りの5法人のうち4法人は特殊法人等会計処理基準を適用している。

財務諸表等の監査等については、政府出資株式会社28法人において、会社法に基づく監査役等及び会計監査人による監査が実施されており、財務諸表等を前記のとおり国に提出している。非株式会社10法人のうち、設置根拠法等に基づく監事による監査及び会計監査人による監査が義務付けられている法人は、それぞれ10法人及び3法人となっている。また、2法人は任意で会計監査人による監査を受けている。そして、会計監査人の監査を受けていない法人を含めて、全10法人は、財務諸表を前記のとおり国

に提出等している。

行政コスト計算財務書類については、作成指針の公表後に設立された非株式会社1法人が法定財務諸表等のみを作成しているが、同法人は、今後、必要に応じて同財務書類に準じた財務情報の開示の可否を検討していくこととしている。

3 所見

政府出資株式会社等の事業が引き続き効率的、効果的に実施されるよう、政府出資株式会社等及び関係府省においては、当該法人の事業の特性も考慮しつつ、次の点に十分留意することが必要である。

ア 政府出資株式会社等は、国から出資を受けて公共性・公益性の高い事業を実施していること、一部の法人は、国等から補助金等、融資、債務保証等による財政支援等を受けていることを踏まえて、法人の目的を達成するために引き続き適切に事業を実施すること

イ 政府出資株式会社等は、公共性・公益性の高い事業を実施していることを踏まえ、特に国等から多額の財政支援等を受けている法人においては、その事業が効率的かつ安定的に実施されるよう財務の健全性の確保に努めること

ウ 政府出資株式会社等は、国庫納付金や配当金が国の貴重な財源になっていることを踏まえて、引き続き効率的な経営に努めること

また、国に保有義務が課せられていない政府出資株式会社の株式のうち、その売却収入が東日本大震災に係る復興債の償還財源として位置付けられている株式については、売却に向けた必要な検討を着実にを行うよう努めること

エ 国は、政府出資株式会社に対して、経営の自主性を尊重しつつ、引き続き適切に株主権を行使すること。また、政府出資株式会社等に対する認可事項等による国の監督については、当該法人の事業の特性に応じて、各法人の事業がその目的を達成するために適切に行われるよう、引き続き設置根拠法等に基づき適切に行うこと

オ 非株式会社は、財務諸表等の財務報告が、国及び国民において当該法人の事業の実施状況を把握し、その効率性や妥当性を評価する上で不可欠のものであることを踏まえて、財務状況の透明性の向上に努めるとともに、引き続き財務諸表等の作成及び開示を適切に行うこと

会計検査院としては、政府出資株式会社等が国費を財源として事業運営を行っており、その効率的な実施や財務状況の透明性の向上等を図ることが求められていることから、今後とも、政府出資株式会社等における事業及び財務の状況等について、引き続き注視していくこととする。

《参考》 表1 政府出資株式会社等別の出資残高等の状況（平成25年度末）

法人名	平成25年度末 の出資残高 (百万円) (a)	うち国の出資 残高		うち独立行政 法人の出資 残高		うち地方公共 団体の出資 残高		うち民間事業 者等の出資 残高	
		(百万円) (b)	割合 (%) (b)/(a)	(百万円) (c)	割合 (%) (c)/(a)	(百万円) (d)	割合 (%) (d)/(a)	(百万円) (e)	割合 (%) (e)/(a)
株式会社日本政策金融公庫	5,761,246	5,761,246	100.0	—	—	—	—	—	—
株式会社国際協力銀行	1,360,000	1,360,000	100.0	—	—	—	—	—	—
東京地下鉄株式会社	120,267	64,241	53.4	—	—	56,025	46.5	—	—
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	10,300	10,300	100.0	—	—	—	—	—	—
成田国際空港株式会社	152,000	152,000	100.0	—	—	—	—	—	—
東日本高速道路株式会社	105,000	105,000	100.0	—	—	—	—	—	—
中日本高速道路株式会社	130,000	130,000	100.0	—	—	—	—	—	—
西日本高速道路株式会社	95,000	95,000	100.0	—	—	—	—	—	—
本州四国連絡高速道路株式会社	8,000	5,330	66.6	—	—	2,669	33.3	—	—
日本郵政株式会社	8,003,856	8,003,856	100.0	—	—	—	—	—	—
株式会社日本政策投資銀行	2,267,419	2,267,419	100.0	—	—	—	—	—	—
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	5,102	5,102	100.0	—	—	—	—	—	—
株式会社産業革新機構	300,010	286,000	95.3	—	—	—	—	14,010	4.6
新関西国際空港株式会社	553,041	553,041	100.0	—	—	—	—	—	—
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	31,800	30,000	94.3	—	—	—	—	1,800	5.6
株式会社民間資金等活用事業推進機構	20,000	10,000	50.0	—	—	—	—	10,000	50.0
株式会社海外需要開拓支援機構	38,500	30,000	77.9	—	—	—	—	8,500	22.0
中部国際空港株式会社	83,668	33,466	39.9	—	—	8,368	10.0	41,834	50.0
日本電信電話株式会社	937,950	198,581	21.1	—	—	5	0.0	739,363	78.8
首都高速道路株式会社	27,000	13,499	49.9	—	—	13,500	50.0	—	—
阪神高速道路株式会社	20,000	9,999	49.9	—	—	10,000	50.0	—	—
日本アルコール産業株式会社	21,060	7,020	33.3	—	—	—	—	14,039	66.6
株式会社商工組合中央金庫	218,653	101,600	46.4	—	—	—	—	117,053	53.5
日本たばこ産業株式会社	100,000	33,333	33.3	—	—	—	—	66,666	66.6
北海道旅客鉄道株式会社	9,000	—	—	9,000	100.0	—	—	—	—
四国旅客鉄道株式会社	3,500	—	—	3,500	100.0	—	—	—	—
九州旅客鉄道株式会社	16,000	—	—	16,000	100.0	—	—	—	—
日本貨物鉄道株式会社	19,000	—	—	19,000	100.0	—	—	—	—
沖縄振興開発金融公庫	74,088	74,088	100.0	—	—	—	—	—	—
日本私立学校振興・共済事業団	100,329	100,329	100.0	—	—	—	—	—	—
日本銀行	100	55	55.0	—	—	0	0.0	44	44.9
日本中央競馬会	4,924	4,924	100.0	—	—	—	—	—	—
預金保険機構	32,135	31,830	99.0	—	—	—	—	305	0.9
日本司法支援センター	351	351	100.0	—	—	—	—	—	—
全国健康保険協会	7,059	7,059	100.0	—	—	—	—	—	—
日本年金機構	103,111	103,111	100.0	—	—	—	—	—	—
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	14,000	7,000	50.0	—	—	—	—	7,000	50.0
農水産業協同組合貯金保険機構	1,620	1,395	86.1	—	—	—	—	225	13.8
計	20,755,092	34法人 19,596,181	94.4	4法人 47,500	0.2	7法人 90,568	0.4	13法人 1,020,841	4.9

《参考》表2 国等による財政支援等の状況

(単位:百万円)

区分	法人名	平成21年度～25年度の交付額計		25年度末残高			法人税の非課税(法人税法上、公共法人又は公益法人等に区分されており、非課税等となっている法人)
		補助金等	運営費交付金	経営安定基金資産	融資	債務保証	
政府 出資 株式 会社	株式会社日本政策金融公庫 ^{注(1)}	211,358	—	—	16,397,195	1,194,542	○
	株式会社国際協力銀行	—	—	—	599,852	6,425	○
	東京地下鉄株式会社 ^{注(2)}	11,706	—	—	—	—	
	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	43,664	—	—	—	83,200	
	成田国際空港株式会社	—	—	—	—	—	
	東日本高速道路株式会社	—	—	—	—	170,000	
	中日本高速道路株式会社	—	—	—	—	—	
	西日本高速道路株式会社	—	—	—	—	225,400	
	本州四国連絡高速道路株式会社	—	—	—	—	—	
	日本郵政株式会社	—	—	—	—	—	
	株式会社日本政策投資銀行	—	—	—	4,213,694	2,647,084	
	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	—	—	—	—	—	
	株式会社産業革新機構	—	—	—	—	213,500	
	新関西国際空港株式会社	10,900	—	—	—	359,980	
	株式会社農林漁業成長産業化支援機構	61	—	—	—	—	
	株式会社民間資金等活用事業推進機構	—	—	—	—	—	
	株式会社海外需要開拓支援機構	—	—	—	—	—	
	中部国際空港株式会社	—	—	—	115,539	174,800	
	日本電信電話株式会社	—	—	—	—	—	
	首都高速道路株式会社	—	—	—	—	78,300	
	阪神高速道路株式会社	—	—	—	—	21,600	
	日本アルコール産業株式会社	—	—	—	—	—	
	株式会社商工組合中央金庫	—	—	—	—	—	
	日本たばこ産業株式会社	—	—	—	—	—	
	北海道旅客鉄道株式会社 ^{注(2)}	9,013	—	752,313	252,909	—	
	四国旅客鉄道株式会社 ^{注(2)}	3,285	—	224,366	148,974	—	
	九州旅客鉄道株式会社 ^{注(2)}	1,634	—	426,791	52,612	—	
日本貨物鉄道株式会社 ^{注(2)}	23,404	—	—	52,139	—		
計	315,026	—	1,403,470	21,832,917	5,174,831	2法人	
非 株式 会社	沖縄振興開発金融公庫	350	—	—	544,048	—	○
	日本私立学校振興・共済事業団 ^{注(3)}	1,627,623	—	—	234,134	—	○
	日本銀行	—	—	—	—	—	
	日本中央競馬会	—	—	—	—	—	○
	預金保険機構	—	—	—	—	2,585,500	○
	日本司法支援センター	—	73,981	—	—	—	○
	全国健康保険協会	6,155,760	—	—	—	—	○
	日本年金機構	—	1,348,376	—	—	—	○
	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	—	—	—	—	1,000,000	○
	農水産業協同組合貯金保険機構	—	—	—	—	—	○
計	7,783,734	1,422,357	—	778,182	3,585,500	9法人	
合計	8,098,761	1,422,357	1,403,470	22,611,099	8,760,331	11法人	

注(1) 株式会社日本政策金融公庫に係る計数については、平成24年4月に同会社から分離した株式会社国際協力銀行に係る分は含まれていない。

注(2) 補助金等の額には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が国から交付された補助金等を原資として、北海道旅客鉄道株式会社等5法人に交付した額を含む。

注(3) 日本私立学校振興・共済事業団に交付された補助金は、私立大学等経常費補助金として全額私立大学等へ配分されるものである。